米子市の市街化調整区域における地区計画の運用基準

(趣旨)

- 第1条 この運用基準は、本市の市街化調整区域における地区計画制度の運用 及び地区計画素案(米子市が都市計画決定手続を行う地区計画の原案となる ものをいう。以下同じ。)の作成に関し必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この運用基準において使用する用語の意義は、都市計画法(昭和43 年法律第100号。以下「法」という。)及び建築基準法(昭和25年法律第 201号)において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この運用基準は、市街化調整区域において定める地区計画(以下単に「地区計画」という。)について適用する。

(基本方針)

第4条 地区計画の運用については、都市計画運用指針(平成12年12月28日付け建設省都計発第92号建設省都市局長通知)に基づき行うものとする。

(適用区域の制限)

- 第5条 地区計画の区域には、次に掲げる区域又は地域を含まないものとする。
 - (1)農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第 2項第1号に規定する農用地区域
 - (2) 農地法(昭和27年法律第229号) による農地の転用が許可されない と見込まれる農地又は採草放牧地
 - (3) 公共事業計画予定地域
 - (4) 法第9条第22項に規定する風致地区
 - (5) 法第11条第1項に規定する都市施設のある区域
 - (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
 - (7)集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第3条に規定する集落地域
 - (8) 森林法(昭和26年法律第249号)に規定する保安林、保安施設地区 及び保安林予定森林並びに保安林施設予定地
 - (9) 溢水、湛水、津波、高潮等により災害が発生するおそれが高い区域
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、法令及び法令に基づく命令による規制区域 (地区計画の内容)
- 第6条 地区計画については、法第12条の5第2項の規定に基づき、同項第 1号に規定する地区整備計画並びに当該区域の整備、開発及び保全に関する 方針(以下「地区計画の方針」という。)を都市計画に定めるものとする。

(地区整備計画に定める事項)

- 第7条 地区整備計画に定める事項(第14条及び第15条において「地区整備計画事項」という。)は、次に掲げるものとする。
 - (1) 地区施設に関する事項
 - ア 道路の配置及び規模
 - イ 公園、緑地、広場その他の公共空地の配置及び規模
 - (2) 建築物等に関する事項
 - ア 建築物等の用途の制限
 - イ 容積率の最高限度
 - ウ 建蔽率の最高限度
 - エ 壁面の位置の制限
 - オ 建築物等の高さの最高限度
 - カ 建築物等の形態又は意匠の制限
 - キ 建築物の緑化率の最低限度
 - ク 垣又は柵等の構造の制限

(地区計画の方針)

- 第8条 地区計画の方針は、当該地区のまちづくりの基本的方向を示す総合的な指針として、次に掲げる事項について定めるものとする。この場合において、第1号に掲げる事項については、市街化調整区域の性格及び当該地区の特性を踏まえ、自然環境の保全、ゆとりある良好な市街地環境の維持及び形成、周辺の景観、営農条件との調和、地域の活性化等について、必要な事項を明らかにするものとする。
 - (1) 地区計画の目標
 - (2) 土地利用の方針
 - (3) 地区施設の整備方針
 - (4) 建築物等の整備方針
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、当該地区の整備、開発及び保全に関する方針

(住民の合意形成)

第9条 地区計画素案の内容に関する住民の合意形成については、原則として、 地区計画を定めようとする区域内の居住者及び土地所有者全員の書面による 同意を得なければならない。

(関係機関との協議)

第10条 地区計画素案の作成に当たっては、本市の都市計画担当部署その他 関係部署及び関係機関との協議及び調整を密に行い、その内容の充実に努め るものとする。 (区域界)

第11条 地区計画の区域は、公共用地の地形地物等(道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等をいう。)により、明確かつ恒久的に区別されるものであることとする。

(区域の設定)

- 第12条 開発行為を伴う住宅系地区計画においては、当該地区内の道路は、 6メートル以上の道路幅員を有しなければならない。また、当該地区外の道 路(次項において「地区外道路」という。)については、米子市開発行為の許 可基準(平成18年6月1日)に準じて、周辺地域に著しい影響を及ぼすこ となく、交通の安全を確保することができるよう接続しなければならない。 ただし、当該地区に接する区間は6メートル以上の道路幅員を有しなければ ならない。
- 2 開発行為を伴う工業系地区計画及び地元企業支援型地区計画においては、 当該地区内の道路は、9.5メートル以上の道路幅員を有しなければならない。また、当該地区に接続する地区外道路については、幅員9.5メートル 以上の道路に接続しなければならない。
- 3 地区計画の区域の面積については、街区を形成する一定の広がりを有し、 かつ、近隣との良好な地域社会を形成することができる規模として次条に定 めるところによるものとする。

(対象地区)

- 第13条 地区計画の対象となる地区は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。
 - (1)次に掲げる要件を満たす地区(第15条において「鉄道駅周辺型」という。)であること。
 - ア その周辺において、円滑な交通を維持することができる道路、十分な流 下能力を有する水路又は河川及び良好な社会生活を営むことができる義 務教育施設等が整備されていること。
 - イ 鉄道駅周辺における人口集積及び利便性の向上を図ることを目的とした住宅地を主体とした計画とし、地区計画を設定する区域は原則として鉄道駅から半径300メートル程度であること。ただし、市街化区域内に鉄道駅がある場合は、半径500メートル程度とすることができる。
 - ウ 鉄道駅利用を促進する計画であること。
 - エ 無秩序な個別開発の積重ねにより不良な街区が形成されるおそれがない計画的な開発によるものであること。
 - オ 地区計画の区域の面積が、原則 0.5~クタール以上であること。
 - (2)次に掲げる要件を満たす地区(第15条において「逆線引き型」という。)

であること。

- ア その周辺において、円滑な交通を維持することができる道路、十分な流 下能力を有する水路又は河川及び良好な社会生活を営むことができる義 務教育施設等が整備されていること。
- イ 用途地域が定めてあること。
- ウ 無秩序な個別開発の積重ねにより不良な街区が形成されるおそれがない計画的な開発によるものであること。
- エ 地区計画の区域の面積が、原則0.5~クタール以上であること。
- (3) 次に掲げる要件を満たす地区(第15条において「工業型」という。)であること。
 - ア その周辺において、円滑な交通を維持することができる道路、十分な流 下能力を有する水路又は河川が整備されていること。
 - イ 工業専用地域の隣接地側(工業専用地域から500メートル程度)であること。
 - ウ 無秩序な個別開発の積重ねにより不良な街区が形成されるおそれがない計画的な開発によるものであること。
 - エ 地区計画の区域の面積が、原則 0.5 ヘクタール以上の規模であること。
- (4) 次に掲げる要件を満たす地区(第15条において「地元企業支援型」という。)であること。
 - ア その周辺において、円滑な交通を維持することができる道路、十分な流 下能力を有する水路又は河川が整備されていること。
 - イ 別紙位置図に示される路線の沿道地区であること。
 - ウ 無秩序な個別開発の積重ねにより不良な街区が形成されるおそれがない計画的な開発によるものであること。
 - エ 地区計画の区域の面積が、原則 0.5~クタール以上の規模であること。
 - オ 本市の市街化区域内に所有する企業用地の敷地が手狭となった企業による計画であって、当該既存の企業用地の利用促進が図られるものであること。

(地区整備計画事項)

- 第14条 地区整備計画事項のうち、地区施設に関する事項については、地区計画の方針に基づき、必要に応じて定めるものとする。
- 2 開発行為を伴う地区計画の地区施設については、原則として、行政による 新たな施設整備が発生しないこととし、当該地区の敷地形成、周辺の道路状 況等を勘案の上、必要に応じて6メートル以上又は9.5メートル以上の区 画道路及び公園、緑地、広場その他の公共空地を配置するとともに、必要に 応じて雨水調整施設を設置するものとし、当該地区施設に係る基準は、次に

掲げるもののほか、法第33条に規定する開発許可の基準と同等以上の基準 に適合するものとする。

- (1) 上水道の整備は、開発者負担で行うこと。
- (2) 地区内の道路は、原則として、袋路状でないこととし、地区計画の対象となる地区全体の開発を考慮した道路形態とすること。
- (3) 道路交通による騒音等により生活環境に支障が生じないよう、地区計画 の配備について考慮すること。
- (4) 雨水調整施設については、河川管理者と協議し、必要な場合は適切に施設を設置すること。
- (5) 汚水処理に当たっては、既設の公共下水道等に接続することができる場合を除き、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽を設置すること。
- (6) 公園・緑地には遊具を一以上設置すること。
- (7) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項に定める特定工場の建設を計画する場合は、緑地面積率及び環境施設面積率について必要な数値を確保するとともに、適切な施設計画を定めるものとする。
- 第15条 地区整備計画事項のうち、建築物等に関する事項については、次の各号に掲げる地区の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、第1号及び第2号については、当該各号に定める事項の全てを定めるものとする。ただし、地区内の既存の建築物等については、これら全ての適用を除外することができる。

(1) 鉄道駅周辺型

- ア 建築物等の用途の制限(住宅地を主体としたものとし、第一種住居地域で定める基準の範囲内)
- イ 容積率の最高限度(200パーセント以内)
- ウ 建蔽率の最高限度(60パーセント以内)
- エ 壁面の位置の制限(道路及び敷地境界から1メートル以上壁面後退)
- オ 建築物等の高さの最高限度(20メートル以内)
- カ 建築物等の形態又は意匠の制限(周辺の環境及び景観との調和を図ることができるもの)

(2) 逆線引き型

- ア 建築物等の用途の制限(現在の用途地域で定める基準の範囲内)
- イ 容積率の最高限度(200パーセント以内)
- ウ 建蔽率の最高限度(60パーセント以内)
- エ 壁面の位置の制限(道路及び敷地境界から1メートル以上壁面後退)
- オ 建築物等の高さの最高限度(20メートル以内)

カ 建築物等の形態又は意匠の制限(周辺の環境及び景観との調和を図ることができるもの)

(3) 工業型

- ア 建築物等の用途の制限(工業専用地域で定める基準の範囲内)
- イ 容積率の最高限度(200パーセント以内)
- ウ 建蔽率の最高限度(60パーセント以内)
- エ 壁面の位置の制限(道路及び敷地境界から2メートル以上壁面後退)
- オ 建築物等の高さの最高限度(13メートル以内)
- カ 建築物等の形態又は意匠の制限(周辺の環境及び景観との調和を図ることができるもの)
- キ 建築物の緑化率の最低限度(5パーセント以上)
- ク 垣又は柵等の構造の制限 (開放的なフェンス又は生垣とする等、周辺 の環境及び景観との調和を図ることができるもの)

(4) 地元企業支援型

- ア 建築物等の用途の制限 (準工業地域で定める基準の範囲のうち住宅系 を除いたものの範囲内)
- イ 容積率の最高限度(200パーセント以内)
- ウ 建蔽率の最高限度(60パーセント以内)
- エ 壁面の位置の制限(道路及び敷地境界から2メートル以上壁面後退)
- オ 建築物等の高さの最高限度(13メートル以内)
- カ 建築物等の形態又は意匠の制限(周辺の環境及び景観との調和を図ることができるもの)
- キ 建築物の緑化率の最低限度(5パーセント以上)
- ク 垣又は柵等の構造の制限 (開放的なフェンス又は生垣とする等、周辺 の環境及び景観との調和を図ることができるもの)
- ケ 延床面積の最大限度(1万平方メートル以下)
- 2 前項各号に定める建蔽率及び容積率については、建築基準法及びこれに基づく条例による特例措置は適用しない。

(他の法令による計画との整合)

第16条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成10年法律第41号) に基づく認定を受ける開発地区の地区計画は、この運用基準に定めるものの ほか、同法の規定による優良田園住宅の建設計画と整合する内容とする。

(地区計画素案の作成主体)

第17条 地区計画に適合する開発行為は、開発許可の対象となり、第21条 の規定により当該開発行為の事業の実施が地区計画の要件となることに鑑み、 開発行為を伴う地区計画素案は、原則として、当該地区内において面的な開

発行為を行おうとする事業者が主体となり、関係機関と協議の上、作成する ものとする。

(地区計画素案の作成に当たっての基本的事項)

- 第18条 地区計画素案の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。
 - (1)地区計画の区域の周辺における市街化を促進することがない等、当該都市計画区域における計画的な市街化に支障がないよう定めること。
 - (2) 農業等既存の土地利用の実態及び計画を優先し、原則として、都市的土 地利用の目的で当該既存の土地利用の実態及び計画を変更することは行わ ないこと。

(住民の意見の反映)

第19条 地区計画を定めることにより、当該地区内の土地利用について一定 の制限が課せられることとなるため、地区計画素案の作成に当たっては、当 該検討の段階から住民参加の機会を設け、住民の意見の反映に努めるものと する。

(開発行為を伴う地区計画における関係機関の事前審査及び同意)

- 第20条 地区計画に適合した開発行為は、開発許可の対象となるものであり、 別に開発許可の要件を満たすことが必要であることに鑑み、地区計画素案の 作成主体である事業者は、当該地区計画素案の作成の段階において、本市の 開発行為担当部署と事前協議を行い、開発許可の事前審査を完了しておくも のとする。この場合において、道路、公園、排水先河川その他の公共施設の 管理者と事前協議を行い、当該管理者の同意を得ておくものとする。
- 2 地区計画の区域に農用地が含まれる場合は、農地転用許可を受ける必要があるため、農業委員会等と事前協議を行い、農地転用許可の事前審査を完了しておくものとする。
- 3 都市計画決定の手続は、前2項の事前審査(第1項後段の同意を含む。)が 完了した後、開始するものとする。

(事業の実施)

第21条 地区計画素案の作成主体である事業者は、地区計画が定められた日から原則として1年以内に当該地区計画に適合する面的開発行為の事業に着手するものとする。

(指導又は助言)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、地区計画素案の作成主体である事業者に対し指導し、又は助言することができる。

(規定外事項)

第23条 この運用基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- この運用基準は、令和元年12月13日から施行する。 附 則
- この運用基準は、令和2年12月11日から施行する。

別紙位置図



両三柳地区